

福島県主要農作物種子検査要領

第1 目的

県は主要農産物の奨励品種について優良な種子を供給するため、種苗法第61条第1項に基づく指定種苗に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号）のほか、福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（令和4年3月25日福島県条例第23号）第十一条、福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱（令和4年4月1日付け4生流第115号、福島県農林水産部長通知、以下「要綱」という。）及び本要領に基づき、種子生産ほ場で生産される一般種子について検査を行うものとする。

第2 基本事項

- 1 本要領に基づく検査対象は、奨励品種の一般種子とする。
- 2 県は要綱第6条に定める「生産等基準検査」を行うため試料の採取及び検査を行う職員を検査員に任命する。任命に当たっては検査事務の特殊性にかんがみ、農林事務所長及び農業総合センター所長が普及指導員や研究員等の中から主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者のうちから指名するものとする。

第3 検査の実施

- 1 生産等基準検査は管内に奨励品種の一般種子を生産する生産者団体等（以後「生産者団体」という。）がある農林事務所長が行う。
- 2 農林事務所長は別記1に基づき、生産者団体から出荷前までに試料を採取し、生産等基準検査を行う。
- 3 生産者団体は、一般種子生産ほ場について、別に定めるところにより農林事務所長に報告しなければならない。
- 4 本要領に基づき検査を行う場合、試料として、生産者団体は検査に必要な一般種子を無償で提供するものとする。
- 5 生産等基準検査のうち、品種純度及び種子伝染性病害虫の感染状況については、収穫前の段階で生産等基準の遵守事項の遵守状況を別記2の基準により確認（以後「ほ場確認」という。）を行い、その適否を判断する。
- 6 農林事務所長は、ほ場確認の円滑かつ効率的な実施を図るため、別に定めるところにより、検査員以外の者を検査補助員に指名し、ほ場確認を行わせることができるものとする。
- 7 農林事務所長は、生産等基準検査の合否について別紙様式1により生産者団体に通知するとともに、生産等基準に適合する証（別紙様式2）を交付する。あわせて、その結果について農林水産部長に報告する。
- 8 農林事務所長は、生産等基準に適合した一般種子に関する農産物検査の円滑な実施のため、生産等基準に適合した証の交付一覧表（別紙様式3）により、生産等基準検査結果を当該種子の検査を行う登録検査機関に通知する。

第4 優良な一般種子の生産及び普及のための勧告、助言及び指導

県は第3により定められた基準に基づき一般種子を生産する生産者団体に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告を行う。

附 則

- 1 主要農産物種子制度（採種事業）に関する事務処理要領（平成13年8月23日施行）は、廃止する。
- 2 この要領は、平成30年4月1日より施行する。
この改正は、平成30年7月13日より施行する。
この改正は、令和元年6月17日より施行する。
この改正は、令和4年4月1日より施行する。

年 月 日

生産者団体の長 様

福島県知事

主要農作物の一般種子に関する指定種苗の生産等に関する
基準に係る検査結果について(通知)

貴団体から採取した試料について、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に基づき検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

- 1 指定種苗の生産等に関する基準に係る検査結果 ○部
- 2 生産等基準に適合する証 ○部

別紙

指定種苗の生産等に関する基準に係る検査結果（種類 ）

品種名	生産等基準 に適合する証 の交付番号	数量(kg)			病虫害 種子率 (%)	雑 草 種子率 (%)	異品種 種子率 (%)	異 種 種子率 (%)	発芽率 (%)
		検査数量	合格	不合格					

参考：ほ場確認の結果

品種名	ほ場番号等	ほ場面積 (a)	適面積 (a)	不 適 面 積 (a)	不適理由の内訳（面積：a）					備 考
					変種、異品 種及び異種 類の農作物	雑 草	種 子 伝染性の 病 虫 害	そ の 他 の 病虫害及び 気 象 災 害	農作物の 生育状況	

別紙様式 2

第 号

生産等基準に適合する証

区分	
----	--

生産者 住所
氏名（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

種類		品種	
----	--	----	--

年 月 日

福島県知事 印

年 月 日

生産等基準に適合した証の交付一覧表

福島県〇〇農林事務所長

生産者氏名	種 類	品 種	数 量	生産等基準 に適合した証 の交付番号	交付月日	特記事項	
						発芽率 (%)	その他
			kg 袋 個	号～ 号			

(注1) 数量は、包装の量目単位ごとに区分して記入する。

(注2) 特記事項には、発芽率のほか農産物検査上参考となる事項を記入する。

別記 1

生産等基準検査の基準及び方法

1 試料採取の手順

(1) 検査員は生産者団体と予め協議の上、種子の密封前に試料を採取するとともに、試料採取の結果について、別紙様式 1 を 2 部作成して、生産者団体へ報告する。生産者団体は、別紙様式 1 の内容を確認の上、押印の後、1 部を保管、1 部を農林事務所長へ返送する。

(2) 採取する試料は、検査に使用する予定量の 2 倍の量を目安として、1 品種当たりそれぞれ、稲にあつては 100g、麦類にあつては 200g、大豆にあつては 1 kg 以上の種子とする。

(3) 試料の採取は、種子の作成方法等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

ア 毎個検査

1 包装ごとに抜き取り、検査する。

イ 抽出検査

検査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により検査する。

(ア) 移動法

a 連続して作製される検査対象個袋について、原則として 100 個以上毎個検査を行い、不良個袋（検査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が 5.05% 以下の場合に限り抽出検査を行う。

b 抽出検査に移行する場合には、まず、合格個袋（検査の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が連続して次の数に至るまで毎個検査を行う。もし、当該数に至る前に不良個袋が見いだされれば、新たに次の個袋から数え始め、当該数に至るまで毎個検査を続ける。

不良個袋を合格個袋と取り換える場合 43 個

不良個袋を取り除く場合 44 個

c 合格個袋が (b) の数に至った場合には、次の個袋から 10 個ごとに区切り、この各抽出区切りから無作為に 1 個を抽出して検査し、当該個袋が合格する限りこの抽出検査を続ける。

d 抽出検査で不良個袋が見いだされた場合には、次の区切りから毎個検査に戻るものとする。

(イ) 静置法

a 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個表数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、検査する。

荷口中の個袋数	抽出個袋数	不良個袋数
50 個以下	17 個	0 個
51 ~ 100	33	1
101 ~ 200	60	3
201 ~ 300	83	5
301 ~ 400	100	6
401 ~ 500	110	7
501 ~ 600	125	8
601 ~ 800	140	9
801 ~ 1, 000	150	10

b 検査の結果、不良個袋数が (a) の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個検査に切り換えるものとする。

c 不良個袋は、取り除くものとする。

ウ ばら検査

(ア) 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における検査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの総重量の 1/1,000 以上を採取する。

(イ) (ア) 以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける検査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの 5 カ所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

(ウ) (ア) 又は (イ) の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して検査対象試料を作製する。

2 生産等基準検査

1 により採取した試料を用いて、下記により検査員が生産等基準に定められた発芽率及び純潔種子率の検査を行う。

(1) 発芽率検査の方法

ア 稲、麦類及び大豆の種子の発芽率の測定に使用する試料の数量

発芽率を測定するための試料は、第 3 の 4 (1) により得られた純潔種子から、測定対象ごとに 1 区 100 粒、4 反復分計 400 粒を用意する。

イ 稲、麦類及び大豆の種子の発芽率の測定条件

指定種苗の種類	発芽床の条件 ^{※1}	温度 ^{※2}	測定日 ^{※3}		休眠打破法 ^{※4}
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	25℃恒温、又は20℃16時間と30℃8時間の変温	5	14	予熱処理(50℃、7日以内)又は水若しくは1規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦	ろ紙の間又は砂の中	20℃恒温	4	7	予熱処理(30~35℃、7日以内)、予冷処理(5~10℃、7日以内)又は0.05%ジベレリン溶液若しくは0.2%硝酸カリウム水溶液に浸漬
裸麦	〃	〃	4	8	〃
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	〃	4	8	〃
大豆	ろ紙の間、砂で覆った紙の上、又は砂の中	25℃恒温、又は20℃16時間と30℃8時間の変温	5	8	—

※1 照光条件で行うことが望ましい。

※2 ±2℃の範囲に温度変化を留める。

※3 休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、品種の特性等に応じて3日以内の適切な幅を設定する。砂を用いて検査を行った場合で7~10日以内に終わるものについては第1回目の測定を省略してよい。

※4 発芽率の評価に必要な休眠打破法については、上述のどの方法あるいはどの組合せも用いることができる。また、必要に応じて、別途、科学的根拠に基づいた手法を選択できる。

ウ 発芽率の測定結果の計算と誤差の取扱い

(ア) 平均発芽率は、4反復で測定した結果の平均を百分率で整数(端数は四捨五入)として算出。

(イ) その際、各反復の最高値と最低値の差が次の表の4反復の誤差の最高限度以下であればそのまま用い、差が誤差の最高限度を超える場合は、再測定を行う。

平均発芽率(%)	測定区間誤差の最高限度	平均発芽率(%)	測定区間誤差の最高限度	平均発芽率(%)	測定区間誤差の最高限度
99	5	92~91	11	77	17
98	6	90~89	12	76~73	17
97	7	88~87	13	72~71	18
96	8	86~84	14	70~67	18
95	9	83~81	15	66~64	19
94~93	10	80~78	16	63~56	19

(2) 純潔種子検査の方法

ア 稲、麦類及び大豆の純潔種子率検査の生産等基準及び留意点

少なくとも稲 50 g、麦類 100 g 及び大豆 500 g の種子を使用し下表を参考に純潔種子、異種種子、異品種種子、雑草種子、病虫害種子及びその他内容物に分離し、稲は1/100gまで、麦類及び大豆は1/10gまで秤量し、それぞれの割合を求める。

用語	生産等基準	留意点
異種種子	0%	異なる種類の農作物の種子をいう。
異品種種子	0%	検査対象品種の純潔種子を除いた当該作物の異なる品種の種子をいう。ただし、検査対象品種の同質遺伝子品種を除く。
雑草種子	0.2% (稲及び麦類) 0% (大豆)	農作物以外の種子をいう。
病虫害種子 (種子伝染性病虫害を除く)	0.5% (稲及び麦類) 10% (大豆)	種子伝染性病虫害によるものを除く病虫害種子をいう。
種子伝染性病虫害種子	0%	種子伝染性の病虫害は、次に掲げるもの及び他に都道府県知事が定めるものをいう。 稲：ばか苗病及び心枯線虫病 麦類：黒穂病類、斑葉病、条斑病及び粒線虫病 大豆：ウイルス性病害、黒とう病及び紫斑病

(3) その他

ア 生産等基準検査を行う場合にあっては、当該検査に先立ち、種子の調製を行うための施設・設備について次の項目を確認しなければならない。

- (ア) 調製に当たって、混種が起こらないような方法が採られていること。
- (イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
- (ウ) 調製作業並びに種子の搬入及び搬出に関する記録が適正に保存されていること。
- (エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

イ 生産物検査は、1包装を1単位として行うものとする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出検査又はばら検査を行うことにより、当該荷口を1単位とすることができる。

ウ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作製する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。また種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作製された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして検査しなければならない。

年 月 日

生産者団体の長 様

福島県〇〇農林事務所長

福島県主要農作物種子検査要領に基づく試料の採取について（報告）
福島県主要農作物種子検査要領第 3－2 に基づき以下の試料（表示状況）について採取
したので報告します。

記

受理 番号	品種名	採取点数	備考

検査のため採取された試料は、上表のとおり相違ありません。

年 月 日

住所

電話番号

生産者団体名（代表者名）

（備考）注 1：本様式は、2 部作成し、農林事務所長、生産者団体がそれぞれ保管するものとする。

別記2

一般種子のほ場確認の基準及び方法

1 確認の単位

ほ場確認は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

2 確認の時期及び回数

ほ場の確認は、次の表に掲げる区分に従い行うものとする。ただし、種子伝染性の病害又は虫害の発生のおそれのある場合には、最も確認しやすい時期にも行わなければならない。また、好天日を選び、早朝及び日没を避けて行わなければならない。

種類	確認時期	ほ場確認	
		第1期	第2期
稲及び麦類		出穂期	糊熟期
大豆		開花期	成熟期

備考

- ほ場確認を行う場合において、当該時期における確認のみでは適正な確認を実施することが困難な場合には、別の時期にも確認を行うものとする。
- 「麦類」とは、大麦、はだか麦及び小麦をいう。(以下同じ。)

3 確認の基準(最高限度)

変種、異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の病害及び虫害	種子伝染性以外の病害及び虫害並びに気象被害	農作物の生育状況
含まないこと。	少発生であること。	含まないこと。	20%	特に異常な生育を示していないこと。

備考

- 「変種」とは、確認対象のうち変異を生じている個体をいう。ただし、当該変種が当該作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生しかつ、他の品種と同程度発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。
- 「異品種」は、同質遺伝子品種を除くものとする。
- 「異種類」は、異なる種類の農作物をいう。
- 雑草が少発生であることとは、種子が混入するおそれのある雑草の発生が、ほ場1㎡あたり2本以内とする。
- 種子伝染性の病害及び虫害は、次のとおりとする。
 - 稲については、ばか苗病及び心枯線虫病
 - 麦類については、黒穂病、斑葉病、条斑病及び粒線虫病
 - 大豆については、ウイルス病、黒とう病及び紫斑病
- ほ場の確認は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位と

して行うものとする。

7. ほ場の隔離等については、次のことに留意する。

(1) 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不合格になっていない場合、又は収穫後の漏生種子の芽生えを除草剤等によりの確に処分している場合には、この限りでない。

(2) 隣接する同一作物を生産するほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され、十分な距離が確保されていなければならない。ただし、出穂期若しくは開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合には、この限りでない。

8. 変種、異品種及び異種類の農作物以外の項目については、混入等の著しい箇所が見いだされた場合でも、局所的なときには精密な確認を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められるものは生産物等基準検査の対象とする。

4 確認の方法

項 目	確 認 方 法
変種、異品種及び異種類の農作物	全株確認による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出確認に代えることができるものとする。
雑 草	ほ場 1 単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡すことにより、農作物の外観を確認する。
種子伝染性の病害及び虫害	
種子伝染性以外の病害及び虫害並びに気象被害	
農作物の生育状況	